

令和4年第5回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和4年5月12日(木) 午前9時50分～午前11時00分
2. 会 場 高鍋町教育委員会大会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、  
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、原田教育対策監、三枝教育総務課長補佐、岩佐社会教育課長
5. 議 事

(開会 午前9時50分)

島埜内教育長 只今から令和4年第5回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより小泉 桂一委員を指名します。よろしくお願ひします。

小泉委員 はい。

島埜内教育長 日程第2 「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、5月12日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日5月12日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和4年4月教育長執務」に基づき主なものについてのみご報告いたします。

4月1日は、年度初めの恒例行事を実施しております。また、この日は、公民館教室の合同開講式も行っております。例年同様、非常にたくさんの方が受講されるということで500人を超えたという話を伺っております。ありがたいなと感じております。

それから4日ですが、学校生活支援員の研修会を開催しております。町雇用の支援員の方々に集まってもらいました。学校生活支援員のみなさんには、非常に活躍してもらっているのですが、長く勤めると、マンネリになったり担当する児童生徒を変更するのを嫌がったりするというような話も聞いておりますので、一定の間隔でシャッフルするといったことも今後考えていかなければならないと思っております。

それから5日には、転入教職員の歓迎式を行っております。委員の皆様方にもご参加いただきましてありがとうございました。何かお気づきの点等ございましたら後からでも構いませんのでお聞かせください。

島埜内教育長

7日が始業式、11日に中学校、12日に小学校の入学式を行っております。委員の皆様方にもご参加いただきましたが、また後から感想などありましたらお聞かせください。

14日、児湯学友団コンソーシアム協議会の総会に出席しております。今年の事業計画などの確認を行っております。

それから18日、児湯地方教育委員会連絡協議会理事会が久しぶりに開催されました。学校におけるコロナ対応について意見交換を行っております。本町の小中学校でも陽性者が出ておりますが、学校では、マスク着用などの感染対策がしっかりなされているので濃厚接触者はいないという考えで対応してよいのではないかという意見がありました。例えば体育の授業でマスクなしで柔道をやったとか、そういった接触があるもの以外は、学校には濃厚接触者はいないという前提で対応していきましょうというような話でありました。

それから19日ですが、小中学校の家庭教育学級委嘱状交付式ということで4校の教頭先生方に委嘱状を交付させていただきました。

20日は、美術館で行政事務連絡員会が行われております。行政事務連絡員会終了後に第1回の古墳を守る会の理事会がありました。今年の草刈などについての話し合いが行われました。それからこの日は、県警本部の少年課の方もお見えになっております。本年度もいろんなトラブル、それから心配事について連携をとっていきましょうということでありました。

21日は、宮崎県町村教育長会総会、宮崎県市町村教育長連絡協議会総会、市町村教育委員会会議・教育長会議がまとめて行われております。コロナの影響で委員の方々については欠席ということで教育長のみ集まって会議が行われております。県教育委員会の主管課の説明が中心の会議でありました。

26日には、第1回教育を語る会を行っております。小・中学校の校長先生、県立学校の校長先生方、児湯学友団コンソーシアム協議会事務局の方にも来ていただいて意見交換を行っております。

それから28日ですが、図書館の外装工事等が終わりましたので、新装開館式典を行っております。きれいになっておりますので委員の皆様方にもぜひ一度足を運んでいただければと思っております。また、柿原政一郎氏の胸像があった周辺は、正幸会様から頂いた寄付を活用して整備をしておりますので、そちらもぜひご覧になってください。

以上が4月の主な報告ですが、小学校、中学校の入学式について何かご感想などありませんでしょうか？

黒木委員

よろしいでしょうか。東中の入学式に行ったのですが、行っていきなり教科書の授与をお願いしますと言われました。それで思ったのですが、教育委員会が教科書の授与を行うことになっているわけですが、実際には教科書授与を行う学校としない学校があるんですね。やはり教育委員会が授与するということになれば、統一した方が

黒木委員 いいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

島埜内教育長 西小はなかったですかね。

岩崎委員 はい。ありませんでした。校長先生が渡されてました。

四角目委員 西中もなかったです。

島埜内教育長 わかりました。今後は、小・中学校とも教科書授与は、教育委員会が行うということに統一したいと思います。生徒たちの様子はいかがだったでしょうか？

四角目委員 東小学校なんですけど、式は40分位で終わりました。いつもだと途中で式に飽きてきて、足をぶらつかせる子どもなどが見受けられるのですが、今回は、飽きることなく非常に整然としてよかったなと感じました。

島埜内教育長 はい。ありがとうございます。岩崎委員、いかがだったでしょうか。

岩崎委員 教育長と西小の入学式に参加させていただきました。短縮しながらではあったのですが、6年生による学校紹介の劇がありまして、それを観ていた新入生のワクワクした気持ちが前面に出ていて、会場の雰囲気も和やかになって、すごく良かったなと思いました。

島埜内教育長 はい。ありがとうございます。ほかに全体を通して何かご質問等はなかったでしょうか…。何も無いようですのでこれで報告を終わらせていただきます。

なお、5月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和4年5月 教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第5 議案第14号 「令和4年度高鍋町教育基本方針について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。それでは説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定に基づき、令和4年度における本町教育行政の基本方針を定めようとするものでございます。議案に添付しております基本方針（案）に基づいて説明させていただきます。

昨年度、大幅な見直しを行い、町の総合計画と整合を図りましたので、1目標とする高鍋町の将来像、2教育理念、3教育基本目標、4高鍋町人権方針、5教育基本方針までは一切変更ありません。6の重点施策についてのみ、若干変更点がございませぬので、説明させていただきます。

まず、教育総務課関係ですが、重点施策1「授業改善を中心とした子ども一人一人を伸ばすための『実効性のある』学校づくりの研究・実践」、重点施策2「子ども一人一人に寄り添い、子どもの自己肯定感を高めるための特別支援教育・生徒指導の研究・実践」、重点施策3「学校・家庭・地域が一つになって高鍋町全体で子どもを育てる連携の在り方の研究・実践」、重点施策4「福祉課・健康保険課との連携による『切れ目のない子育て支援』の研究・実践」という4項目を掲げております。昨年度は、重点施策は3つでありましたが、今回重点施策2を追加しております。

まず、重点施策1「授業改善を中心とした子ども一人一人を伸ばすための『実効性のある』学校づくりの研究・実践」についてですが、(1)「教科等アップグレード研

修と高鍋学力検査等の分析・考察」につきましては、昨年度まで行っておりました、「教科・領域別部会」を「教科等アップグレード研修」に見直しを図った関係で、変更しております。「ア」に記載してありますとおり、10の教科等の部会に分かれて、個々の教師が設定した授業改善のテーマに基づいた実践とその報告による授業力の向上を目指したいと考えております。今までの教科・領域別部会と比べますとかなり先生方の負担は軽減される見込みでございます。

次に、「エ」ですが、昨年度から全校・全学年で共通した学力調査・意識調査を導入しております。このことによりまして、学習指導の個別最適化や以前と比べてどのように変化したかなどの経年変化の把握も可能となりましたので、授業改善や生徒指導にしっかり活用して参りたいと考えているのですが、効果的な活用のために各学校の先生方のさらなる研修が必要であると考えているところでございます。

それから(3)「外国語教育の効果的な指導方法・指導体制の充実」についてですが、「オ」として、令和5年度実施予定の留学事業のための効果的な外国語教育プログラムの作成・準備という項目を追加しております。昨日、この事業を委託予定の会社の方と話をさせていただきました。今のところ、コロナの影響は緩和傾向にあるようなのですが、今度は、ロシアとウクライナの戦争の影響を受ける可能性があるということでありました。いずれにしましても、東西中学校の外国語担当教員と連携して、対象生徒の選考、事前研修などの事業を今年度進めていきたいと考えております。

次に(4)「子ども一人一人の個別最適化を図るためのICT教育の充実」についてですが、GIGAスクール構想の実現に向けて、今回新たに追加した項目でございます。効果的な活用法の研究、教師の研修、情報モラルの育成、ICT担当者会を通じた調査研究などに取り組んで参りたいと考えております。

なお、タブレットの持ち帰りにつきましては、今年度中に何とか実現したいと考えているところでございます。

次のページとなりますが、重点施策2「子ども一人一人に寄り添い、子どもの自己肯定感を高めるための特別支援教育・生徒指導の研究・実践」につきましては、昨年度までは、重点施策1の中に項目の一つとして盛り込んでいたのですが、特別支援教育・生徒指導はいずれの学校でも大きな課題となっておりますので、今年度から重点施策として独立させております。

この中に(2)「子ども一人一人に寄り添い、子どもの安全を守る教育の充実」という項目を今回新たに盛り込んでおります。基本となる学級経営等の充実、不登校やいじめなどに対する組織体制づくり、保護者・SSW・教育支援センター等の関係機関の連携、東西校区别で行う区中学校区研修会における生徒指導等に関する積極的な情報交換、小・中・高校及び地域と連携した子どもの安全を守る教育の充実、などといったことに取り組んでいきたいと考えております。

なお、「オ」の項目につきましては、今年度県のモデル事業として取り組むことになっております「学校安全総合支援事業」を念頭に置いたものとなっております。この

教育総務課長 事業に取り組むことを良い機会と捉え、防災・防犯・交通安全に関する既存の計画、マニュアル等をより実践的なものに見直したいと考えております。

それから、重点施策3「学校・家庭・地域が一つになって高鍋町全体で子どもを育てる連携の在り方の研究・実践」につきましては、(1)「ふるさと高鍋を愛し学ぶ意欲を高める教育の充実」の部分に、先日の総合教育会議でもテーマとさせていただきました「明倫堂の教えを生かした学校教育の充実」という項目を追加しております。具体的にどう取り組んで行くのかなどといったことなどについて、これから東西中学校長と協議していきたいと考えております。

次ページの重点施策4「福祉課・健康保険課との連携による『切れ目のない子育て支援』の研究・実践」につきましては、変更ございません。先日の総合教育会議でも協議させていただいた福祉課が行う子どもの居場所づくり事業の拠点となる「まちなかコラボ」も5月6日に開設されましたので、今まで以上に福祉課、健康保険課との連携を強めていく必要があると感じております。

なお、教育総務課関係につきましては、別にお配りしております「令和4年度たかなべ学校エンパワー事業」に掲げている項目そのものを重点施策として位置付けておりますが、今年度は、この用紙を全ての教職員に配付し、本町の推進する学校教育施策についての意識付けを強めていくこととしております。

以上が、教育総務課関係部分についての説明でございます。

社会教育課長 社会教育課関係部分につきまして、説明させていただきます。

社会教育課関係部分に関しましても「基本方針」には変更はございませんので、重点施策のうち、変更点のある部分の説明をさせていただきます。

重点施策3「施設の整備・活用と今後の在り方に向けての検討」についてですが、(1)「第81回国民スポーツ大会に伴う施設の整備について関係機関との協議」という項目を追加しております。2027年に宮崎県で開催となります国民スポーツ大会ですが、本町におきましては、高鍋町総合体育館でバドミントン、マスダスタジアムで軟式野球が開催されます。現在、県において準備委員会が設立され、定期的に市町村担当者会議も行われております。

高鍋町総合体育館の改修工事は昨年度完成しておりますが、今後は、関係機関との協議を進め、さらに必要な整備を行ってまいります。

マスダスタジアムにつきましては、次の(2)「今年度計画している高鍋総合運動公園野球場バックネット改修の完了」として項目を上げておりますが、かなり老朽化が進んでおり、現在、どのように改修するかを検討しているところでございます。

次に、重点施策4「歴史と伝統・文化の保護と活用、芸術・文化の振興」についてですが、(1)「高鍋町『四哲』に焦点を当てた歴史シンポジウムの開催」という項目を追加しております。高鍋の『四哲』と呼ばれております、高鍋藩家老、秋月種節の長男、水筑弦太郎、次男、黒水長平、三男、秋月左都夫、四男、鈴木馬左也、以上の4兄弟についてのシンポジウムを11月6日に開催予定としております。

社会教育課長 以上が、社会教育課関係部分についての説明でございます。

教育総務課長 基本的に前年度から大きく変わったところは多くありませんが、令和4年度は、この基本方針に基づき、教育委員会関係の各種事業を推進していくこととなります。

島埜内教育長 以上本案につきましてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか・・・。

委員 島埜内教育長 ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということによろしいでしょうか。

委員 島埜内教育長 はい。

委員 島埜内教育長 それでは、議案第14号「令和4年度高鍋町教育基本方針について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員 島埜内教育長 異議なし。

委員 島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育総務課長 続いて、日程第6 議案第15号「共同学校事務室の室長及び副室長の指名について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。高鍋町立学校共同学校事務室設置要綱におきまして、共同学校事務室に配置する室長及び副室長は、宮崎県教育委員会との協議を経て、町教委が指名することと規定されておりますので、東中の甲斐暢夫事務主幹を室長に、西小の黒木久徳事務主査を副室長とすることについての協議を県と行ったところでございます。

教育総務課長 まだ正式な協議結果の通知は届いておりませんが、電話で確認したところ、この内容で問題ないことを確認しておりますので、今回、正式に室長に甲斐事務主幹を、副室長に黒木事務主査を指名することについてご提案させていただくものでございます。

島埜内教育長 以上本案についてご審議賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか・・・。

委員 島埜内教育長 ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということによろしいでしょうか。

委員 島埜内教育長 はい。

委員 島埜内教育長 それでは、議案第15号「共同学校事務室の室長及び副室長の指名について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員 島埜内教育長 異議なし。

委員 島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

社会教育課長 続いて、日程第7 議案第16号「高鍋町文化財保存調査委員会委員の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは説明させていただきます。高鍋町文化財保存調査委員会委員につきましては、高鍋町文化財保護条例第4条第1項に基づき、『町の区域内にある文化財を

社会教育課長 保存し、かつ、その活用を図り、もって町民の文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献すること』を目的として委嘱しております。委員名簿をご覧ください。委員の任期は、令和4年5月1日から令和7年4月30日の3年間となります。委員につきましては、全委員、再任となります。

このことにつきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということによろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは、議案第16号「高鍋町文化財保存調査委員会委員の承認について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

それでは次に日程第8 議案第17号「高鍋町図書館協議会委員の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

社会教育課長 それでは説明させていただきます。高鍋図書館協議会委員は、高鍋図書館条例第5条第3項に基づき委嘱しております。委員の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間となります。委員名簿をご覧ください。委員につきましては、今年度から、学校教育は、東小学校の根井校長先生に、そして、家庭教育は、西小学校の若山幸一PTA会長に代わります。他の委員は、再任となります。

このことにつきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

島埜内教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということによろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは、議案第17号「高鍋町図書館協議会委員の承認について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて日程第9 議案第18号「特別展 児島虎次郎 もうひとつの眼 デザイン等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは説明させていただきます。高鍋町美術館での特別展、児島虎次郎「もうひとつの眼」が7月23日から開催されるにあたり、ポスター、チラシ、チケットの

社会教育課長 デザイン及び印刷製本を委託するものです。町が発注する物品購入や委託、工事などの契約に当たり、価格の安い方を選定する競争入札方式を用いることが多いのですが、単に価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られない場合も生じます。

そのため、今回も、書家・金澤翔子展同様、金額ではなく、こちらの目的及び内容に最も適した事業者を選定するプロポーザル方式を実施することとしました。プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を本実施要綱に定め、参加する事業所に通知するものです。

このことにつきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

島埜内教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということでもよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは、議案第 18 号「特別展 児島虎次郎 もうひとつの眼 デザイン等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて日程第 10 議案第 19 号「特別展 児島虎次郎 もうひとつの眼 広告宣伝業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは説明させていただきます。議案第 18 号で説明いたしました特別展 児島虎次郎「もうひとつの眼」開催にあたり、広告宣伝業務につきましても、議案第 18 号と同様に、プロポーザル方式を実施することといたしました。

このことにつきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

島埜内教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということでもよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは、議案第 19 号「特別展 児島虎次郎 もうひとつの眼 広告宣伝業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて日程第 11 議案第 20 号「姉妹都市文化交流補助金交付要綱の一部改正につ



島埜内教育長  
社会教育課長

いて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

それでは説明させていただきます。朝倉市との文化交流につきまして、これまで、文化大交流を5年毎に実施、文化小交流を文化大交流前2年間で交互に1回ずつ2回実施していましたが、これからは文化大交流を10周年毎に実施、文化小交流を文化大交流の間に交互に1回ずつ2回実施することといたしました。

また、今後開催時期が変更されても対応できるように、開催時期の記載はしないことといたしました。このことに伴いまして、要綱の一部を改正するものです。

なお、新旧対照表がございます第8条につきましては、規則、及び規定の文言整理のみで、内容の変更はございません。補足といたしまして、今後の交流会の開催年案といたしまして、別紙をお配りしておりますので、どうぞご覧ください。

このことにつきまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

島埜内教育長

只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということではよろしいでしょうか。

委員

はい。

島埜内教育長

それでは、議案第20号「姉妹都市文化交流補助金交付要綱の一部改正について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員

異議なし。

島埜内教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第12 議案第22号「職員の人事発令について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長

(資料に基づき説明)

島埜内教育長

只今の説明につきまして、何かご質疑等ございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、ご承認いただけますでしょうか。

委員

異議なし

島埜内教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第13 「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長

(資料に基づき報告)

島埜内教育長

以上で「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。

次に、日程第14「区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長

(資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で「区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。  
次の議案は、秘密会といたしますので、先に次回定例会の日程、当面の行事予定について確認します。事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)  
只今の説明につきまして、何かご質疑等ございませんでしょうか・・・。  
それでは次回定例会の日程につきましては、事務局提案のとおり6月1日に開催するということによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。次回の定例会の日程は、6月1日に決定いたしました。  
(社会教育課長退室)

島埜内教育長 日程第15 議案第21号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
※秘密会

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 4 年 6 月 1 日

高鍋町教育委員会 教育長



高鍋町教育委員会 教育委員

